別記様式第４号

利　子　補　給　契　約　書

栃木県（以下「甲」という。）と　○　○　○　○　○（以下「乙」という。）とは、乙が貸し付ける栃木県農業近代化資金利子補給金交付要領(平成14年９月18日経流第388号。以下「利子補給金交付要領」という。）第２に規定する農業近代化資金（以下「農業近代化資金」という。）につき、甲が乙に対し利子補給金を交付することについて、次のとおり契約を締結する。

第１条　甲は、乙の融資に係る農業近代化資金につき､栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）、補助金等の名称等の告示（昭和47年栃木県告示第354号）及び利子補給金交付要領の定めるところにより、乙に対し利子補給金を交付する。

第２条　乙の貸付けに関し、甲の行う利子補給は、乙の利子補給対象事業承認申請書に基づき、甲が利子補給対象事業承認書を交付することによって行うものとする。

第３条　乙は、前条の利子補給対象事業承認書の交付を受けたときは、その日から２か月以内に貸付けを行わなければならない。

第４条　乙の貸付けの弁済期限等の変更に基づく甲の利子補給の変更は、乙の貸付条件変更承認申請書に基づき、甲が貸付条件変更承認の通知書を交付することによって行うものとする。

第５条　乙は、第３条の規定による貸付けを行ったとき、又は前条の規定により甲の利子補給に係る貸付けの弁済期限等を変更したときは、遅滞なくその旨を甲に対し報告するものとする。

第６条　甲が乙に対して交付する利子補給金の額は、利子補給金交付要領第11の１に規定する方式により算出した額とする。

第７条　乙は、甲に対し利子補給金を申請するときは、利子補給金交付要領第11の１に規定す 　る１月１日から６月30日までの期間に係る利子補給金についてはその年の７月25日までに、７月１日から12月31日までの期間に係る利子補給金についてはその翌年の１月25日までに、利子補給金交付申請書により行うものとする。

第８条　甲は、乙から利子補給金交付請求書を受理し、適当と認めたときは、その日から30日以内にこれを支払うものとする。

第９条　乙は、甲の利子補給に係る貸付債権の回収状況を、毎年１月１日から６月30日まで及び７月１日から12月31日までの各期間ごとにつき、第７条に規定する利子補給金交付申請書に添付して甲に対し報告するものとする。

第10条　乙は、常に甲の利子補給に係る貸付債権の保全に必要な注意を払わなければならない。

第11条　甲は、甲の利子補給に係る資金を借り受けた者が、その借入金を目的以外の目的に使用したときは、乙に対する利子補給金を打ち切ることができる。

２　甲は、乙の責に帰すべき事由により乙が規則及び利子補給金交付要領又はこの契約の条項に違反したときは、乙に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

第12条　乙は､甲の利子補給に係る資金の融通に関し甲が報告を求めた場合、又は甲の職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

第13条　この契約の内容に変更を加えようとするときは、その都度甲乙両者の協議により定めるものとする。

第14条　この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙両者の協議により定めるものとする。

　この契約の締結を証するため、この契約書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　栃木県

知　　事　　　　　　　　　　印

　乙　融資機関名

　代表者氏名　　　　　　　　　印